

横須賀市立田浦中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

本校の方針は平成25年「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）及び、平成29年「いじめの防止等のための基本的な方針の改定」に基づき作成しています。また「生徒指導提要（改訂版）や令和6年「いじめ防止対策の更なる強化等について」における重大事態チェックリストを活用し、平時からの備えを講じます。

Ⅰ いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

※「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人間関係を指します。

※「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要とされています。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、以下の学校目標の下、全ての教職員で取り組みます。

『たくましく、心豊かに』

～自他共栄のため 考え、判断し、行動する～

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。(表1)

また、その活動を効果的にするために、週に一度の「生徒指導打合せ」(表2)と「支援教育打合せ」(表3)を活用し、生徒の様子を把握し、情報を共有する中で、いじめ防止に係わる取り組みの企画立案、対応策の検討を行います。

表1 学校いじめ防止対策委員会

役 職	
校 長	教 頭
生徒指導担当	総括教諭
支援教育コーディネーター	養護教諭
スクールカウンセラー	学校運営協議会

表2 生徒指導打合せ

役 職	
校 長	教 頭
生徒指導担当	養護教諭
生活支援・指導グループ長	各学年生徒指導担当

表3 支援教育打合せ

役 職	
校 長	教 頭
生徒指導担当	支援教育コーディネーター
各学年生徒指導担当	生活支援・指導グループ長
スクールカウンセラー	登校支援相談員
支援級担任	

〈会議の開催形態〉

「学校いじめ防止対策委員会」全体会

外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。

原則として、年1回開催します。

〈活動内容〉

・いじめ防止等の取組の検討 ・検証

②「生徒指導打合せ」「支援教育打合せ」

生徒の問題行動等に係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため
の打ち合わせを行います。それぞれの打合わせは、原則として、週1回開催します。いじめ事案発生
時は緊急会議を開いて対応を協議し、学校全体で速やかに対応します。

〈活動内容〉

・いじめ対応への検討 ・対応方針の決定

・いじめ相談 ・通報対応

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の
資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。

3 いじめの未然防止

ア いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を
図ります。

イ 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。

ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進に
より、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自
他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

エ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に
した分かりやすい授業づくりを進めます。

オ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機
会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。

カ いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要がある
ことから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

キ SNS(ライン・フェイスブック・ツイッター等)によるいじめを防ぐために、日々の教育活動を通して
人権意識が高まるよう取り組みます。生徒会活動や講演会等も活用して進めます。

4 いじめの早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①休み時間や放課後の対話の中での生徒の様子 of 把握

②HR ノート、生活アンケート、個人面談、三者面談、家庭訪問等による把握

イ 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するため工夫をするとともに、様々な機会をとらえ、実態把握に努めます。

相談窓口の周知

田浦中学校 046-861-6115 相談室:046-861-2290

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン:046-822-6522

横須賀市児童相談所 24時間ホットライン:046-822-8511

神奈川県立総合教育センターいじめ110番:0466-81-8111

・スクールカウンセラーの活用

ウ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを記載できるようにします。

学校生活アンケートの実施 年3回(5月、9月、1月)

5 いじめへの対処

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関・専門機関と連携して対応し、情報の共有に努めます。
- イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ちます。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- カ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。
- キ インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者に協力を仰ぎ、直ちに削除する措置をとります。
- ク 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 被害生徒について、見守りや実態把握、心のケアなど必要な支援の取り組み

- ア 市及び学校において、把握していない被害生徒がいないか実態の把握に努めます。
ただし、当該生徒や保護者の意向に十分配慮して実施します。
- イ 市及び学校において、引き続き見守り等により被害生徒の現状を把握するとともに、適宜必要な対応を行います。
- ウ 被害生徒（卒業生を含む）や保護者から、過去のいじめについて訴えや相談があった場合には、学校・教育委員会は、その意向を踏まえ、事実関係の確認等の対応を行います。

7 人権教育及び人権啓発の推進を図り人権尊重について正しい理解を深める

- ア あらゆる人権課題について知り、考える機会を作ります。
- イ 予測困難な時代に新たに生まれる人権課題に関して、迅速に対応し、周知徹底を行います。

8 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされています。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・児童、生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

※「相当の期間」とは

国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、日数だけでなく、生徒の状況や個々のケースを十分把握し、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者または学校の判断で重大事態と認識する場合があります。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

令和7年3月31日 修正